

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 10 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 15 号

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成 19 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「本町を含む」を「本町の」に改め、「又は本町の町議会議員」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 本町の議会議員でない者

別記様式中「応募資格」を「選定基準及び応募資格」に、

「 寒川町自治基本情報第 3 条第 1 号に規定する町民として 1 年以上経過している満 20 歳以上である。」を

「 応募する審議会等の公募委員に選任された場合において、次のいずれにも該当しない。

- ・ 当該公募委員に 3 回連続で選任されることとなる。
- ・ 当該公募委員に 2 回連続で選任され、その職を退いてから 2 年以上経過しないで当該公募委員に選任されることとなる。

に改め、

寒川町自治基本情報第 3 条第 1 号に規定する町民として 1 年以上経過している満 20 歳以上である。」

「 寒川町を含む行政機関の職員でない。」を削る。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に選任する公募委員について、適用する。